

限度額適用・標準負担額減額認定証の 様式が変更されます

平成29年10月1日から、市町村民税非課税の組合員等が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」について、生活療養標準負担額の見直しに伴い、生活療養標準負担額の減額の対象者として新たに境界層該当者が追加されることから、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう様式が変更されることになりました。

毎月の診療が高額療養費に該当しそうな場合は、余裕をもって当該認定証の申請をお願いします。

*境界層該当者とは…

65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費および居住費について一食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護を必要としなくなる状態となる方



お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306